フレーベル會規則

第一條　本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條　會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條　會員ハ本會ノ經費トシテ一ケ月金拾錢ヲ醵出スベシ

第五條　令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條　本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一　總會　毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參列品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選擧等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ

一　常會　毎年二月、六月、十月、十二月ノ第二土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス

一　組合會　會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一　雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス

一　前項ノ外本會ノ目的ニ利益アリト認メタル事件

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一人　會務ヲ總理ス

主幹　一人　會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

幹事　十人　會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

評議員　若干人　重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第八條　會長ハ客員ヨリ推薦スルモノトス

第九條　主幹ハ會長ノ特選トス

第十條　幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ケ年トス

但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

第十一條　評議員ハ會長ノ特選トス

第十二條　本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルトコトアルベシ

第十三條　此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス

本會役員

會長　高嶺秀夫
會主幹　黑田定治
會幹事　池田ヨ
會幹事　井村ク
會幹事　小田清
會幹事　大田ト
會幹事　和田ヨ
會幹事　武田關
會幹事　藤井ニ
會幹事　福田綱
會幹事　雨森ふ
會幹事　下田利
會幹事　和田ヨ
會幹事　田中藏
會幹事　田中枝
會幹事　森田響
會幹事　田中く
會幹事　田中釧
會幹事　田中つ
會幹事　田中實

編輯主任

質問規定

本會は讀者の種々なる質問に應じます婦人と子供と家庭とに關する事なら何でもお尋ねなさい。往復はがきか又は返信料封入ならば早速に御答します。公衆に有益だと思ふことは誌上で說明します。

入會又ハ購讀手續

（振替口座東京一七二六六番）

本會に御入會なさらうとする方は會費一ケ月金十錢の割合で一ケ年分をまとめて振替貯金へ御拂込下されば直に登錄して雜誌を發送致します。會員にならずに雜誌丈け讀みたい方は左の割合の前金で本會か又は賣捌書店へ御便宜御申込下さい

◎一册郵稅共金拾一錢　◎六册前金郵稅共六拾錢

◎拾二册同金壹圓貳拾錢　◎郵券代用一割增